福島県立南会津病院清掃等業務特記仕様書

福島県立南会津病院

1. 業務名 病院施設清掃業務 共通仕様書関連項目 2. 業務場所 南会津郡南会津町永田字風下14-1 福島県立南会津病院 (第1編総則を「I」、第4 掃を「V」としている) 3. 履行期間 令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日 掃を「V」としている) 4. 業務仕様 (1) 本業務は本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)による。 (2) 特記仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務共通仕 様書(財団法人建築保全センター及び財団法人経済調査会編集・発行、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修平成30年版)」(以下「共通仕様書」という。)による。 (3) 特記仕様書及び共通仕様書に定めがない事項については、施設管理担当者と協議の上、決定することとする。 5. 対象業務 特記仕様書の対象業務は、次のとおりとする。 ・日常清掃業務・ ごみ運搬業務・ 定期清掃業務・ ごみ運搬業務・ 窓ガラス清掃業務・ ごみ運搬業務・ 窓ガラス清掃業務・ 建物周囲清掃業務 6. 用語の定義 本業務において用いる用語の定義は、次のとおりとする。 (1 1.1.2 用語の定義) ① 平日 土日祝祭日及び12月29日から1月2日を除く月曜日~金曜日 ② 休日
3. 履行期間 令和 7年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日 福を「ア」としている) 4. 業務仕様 (1) 本業務は本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)による。 (2) 特記仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務共通仕様書(財団法人建築保全センター及び財団法人経済調査会編集・発行、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修平成30年版)」(以下「共通仕様書」という。)による。 (3) 特記仕様書」という。)による。 (3) 特記仕様書及び共通仕様書に定めがない事項については、施設管理担当者と協議の上、決定することとする。
3. 履行期間
(2) 特記仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務共通仕様書(財団法人建築保全センター及び財団法人経済調査会編集・発行、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修平成30年版)」(以下「共通仕様書」という。)による。 (3) 特記仕様書及び共通仕様書に定めがない事項については、施設管理担当者と協議の上、決定することとする。 5. 対象業務 ・日常巡回清掃業務・日常巡回清掃業務・定期清掃業務・定期清掃業務・運物周囲清掃業務・窓ガラス清掃業務・建物周囲清掃業務・窓ガラス清掃業務・建物周囲清掃業務・活いて用いる用語の定義は、次のとおりとする。 (I 1.1.2 用語の定義) ・ 日常の定義 ・ 日常のとおりとする。 (I 1.1.2 用語の定義) ・ 日常のと表りとする。 (I 1.1.3 用語の定義)
様書(財団法人建築保全センター及び財団法人経済調査会編集 ・発行、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修平成30年版)」(以下「共通仕様書」という。)による。 (3) 特記仕様書及び共通仕様書に定めがない事項については、施 設管理担当者と協議の上、決定することとする。 5. 対象業務 特記仕様書の対象業務は、次のとおりとする。 ・ 日常清掃業務 ・ 日常巡回清掃業務 ・ 定期清掃業務 ・ ごみ運搬業務 ・ 窓ガラス清掃業務 ・ 建物周囲清掃業務
・発行、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修平成30年版)」(以下「共通仕様書」という。)による。 (3) 特記仕様書及び共通仕様書に定めがない事項については、施設管理担当者と協議の上、決定することとする。 5. 対象業務 特記仕様書の対象業務は、次のとおりとする。 ・ 日常清掃業務 ・ 定期清掃業務 ・ 定期清掃業務 ・ 変ガラス清掃業務 ・ 変ガラス清掃業務 ・ 産物周囲清掃業務 ・ 適か国囲清掃業務 ・ 窓がラス清掃業務 ・ 担物周囲清掃業務 ・ 温物周囲清掃業務 ・ 温物周囲清掃業務
以下「共通仕様書」という。)による。 (3) 特記仕様書及び共通仕様書に定めがない事項については、施設管理担当者と協議の上、決定することとする。 5. 対象業務 特記仕様書の対象業務は、次のとおりとする。 日常清掃業務 中間巡回清掃業務 定期清掃業務 定期清掃業務 をごみ運搬業務 を認がうス清掃業務 を認がうス清掃業務 を認がうス清掃業務 を認がうス清掃業務 を認がうる。 (1 1.1.2 用語の定義) 土田祝祭日及び12月29日から1月2日を除く月曜日~金曜日
(3) 特記仕様書及び共通仕様書に定めがない事項については、施設管理担当者と協議の上、決定することとする。 5. 対象業務 特記仕様書の対象業務は、次のとおりとする。 ・ 日常清掃業務 ・ 定期清掃業務 ・ 定期清掃業務 ・ 窓ガラス清掃業務 ・ 窓ガラス清掃業務 ・ 建物周囲清掃業務 ・ 窓ガラス清掃業務 ・ 建物周囲清掃業務 ・ 温・ (IV 1.1.2 用語の定義) ・ 工・ (IV 1.1.3 用語の定義) ・ 工・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
設管理担当者と協議の上、決定することとする。 5. 対象業務 特記仕様書の対象業務は、次のとおりとする。 ・ 日常清掃業務 ・ 定期清掃業務 ・ 定期清掃業務 ・ 窓ガラス清掃業務 ・ 窓ガラス清掃業務 ・ 産物周囲清掃業務 6. 用語の定義 本業務において用いる用語の定義は、次のとおりとする。 ① 平日 土日祝祭日及び12月29日から1月2日を除く月曜日~金曜日
5. 対象業務 特記仕様書の対象業務は、次のとおりとする。
 ・日常清掃業務 ・ 日常巡回清掃業務 ・ 定期清掃業務 ・ 窓ガラス清掃業務 ・ 建物周囲清掃業務 ・ 建物周囲清掃業務 ・ 本業務において用いる用語の定義は、次のとおりとする。 ① 平日 ・ 工力の定義
・窓ガラス清掃業務 ・建物周囲清掃業務 6. 用語の定義 本業務において用いる用語の定義は、次のとおりとする。 (I 1.1.2 用語の定義) ① 平日 (IV 1.1.3 用語の定義) 土日祝祭日及び12月29日から1月2日を除く月曜日~金曜日 (IV 1.1.3 用語の定義)
6. 用語の定義 本業務において用いる用語の定義は、次のとおりとする。 (I 1.1.2 用語の定義) ① 平日
① 平日 土日祝祭日及び12月29日から1月2日を除く月曜日~金曜日
① 平日 土日祝祭日及び12月29日から1月2日を除く月曜日~金曜日
土日祝祭日及び12月29日から1月2日を除く月曜日~金曜日
② 休日
土日祝祭日及び12月29日から1月2日まで
③ 日常清掃
除塵、拭き、ゴミの収集等の作業を日常的に行う清掃をいう。
④ 定期清掃
除塵、拭き、洗浄、保護材の塗布等を定期的に行う清掃をいう。
⑤ 周期の表記及びその定義例
周期の表記 周期の定義
1回/日 1日ごとに1回作業
2回/日 1日ごとに2回作業
1回/週 1週間ごとに1回作業
1回/平日 平日1日ごとに1回作業
1回/休日 休日1日ごとに1回作業
Ⅱ. 共通事項
1. 業務の範囲 本業務範囲は、「清掃面積等調書(別紙1、2、3)」のとおりとする。 (IV 1.1.4 清掃業務の範
2. 業務条件 (1) 日常清掃・日常巡回清掃業務 (1 1.3.3 業務条件)
日常清掃・日常巡回清掃業務の業務日と作業時間帯及び人員は (IV 1.1.5 業務時間)
次のとおりとする。
業務日: 毎日
作業時間帯: 8 時 00 分 から 17 時 00 分

作業人員: 平日 (月·水·金)···4名以上 (火·木)···3名以上 休日…2名以上

(2) 定期清掃業務

定期清掃業務の業務日と作業時間帯は次のとおりとする。

実施計画表を事前に提出し、施設管理担当者と協議のうえ作業場 所と日時を決定すること。

業務日: 原則として休日とする

作業時間帯: 8 時 00 分 から 17 時 00 分

(必要に応じて変更可能)

(3) 臨時の業務

臨時に新たな清掃が必要になった場合には、施設管理担当者と業 務責任者で打合せし、指示を受けること。

(Ⅳ 1.1.7 臨時の措置)

3. 業務関係図書 (1) 業務計画書

業務計画書を作成し、業務の実施前までに施設管理担当者の承諾 を得ること。(特記様式1)

なお、業務責任者及び業務担当者について、代替要因を用いる等 変更がある場合は届け出ること。

- ① 業務概要(業務名・期間・場所・担当部局名)(特記様式1)
- ② 業務実施体制表(特記様式2)
- ③ 年間作業計画表(特記様式3)
- ④ 月間作業計画書(特記様式4)
- ⑤ 業務責任者(氏名、資格・経験年数、主な業務経歴)(特記様式5)
- ⑥ 業務担当者名簿(氏名、資格・経験年数)(特記様式5)
- (2) 作業計画書

作業計画書を作成し、当該作業の実施前までに施設管理担当者の 承諾を得ること。(特記様式6)

- ① 業務管理(業務内容·作業日時·作業範囲·作業要領、教育訓 練・その他必要な事項)
- ② 安全管理(安全管理体制表・安全管理事項・緊急連絡先・その 他必要な事項)(特記様式7)
- (3) その他必要事項

次に挙げるものについて、施設管理担当者へ提出すること。

- ① 従事者研修
- ② 労働契約
- (4) 労働関係法令の順守状況に関する報告書

契約締結後速やかに、特記様式10により、労働関係法令の順守状 況を報告すること。

(I 1.2.1 業務計画書)

(I 1.2.2 作業計画書)

(I 1.4.6 施設管理担当者の 立会い)

(IV 1.1.10 使用資機材の報

(I 1.4.2 代替要員)

4. 業務の記録、	(1) All 75 0 = 7 A 3	1.	
4. 未務の記録、 報告及び検査	(1) 業務の記録	(I 1.2.4	業務の記録)
	作業実施等について、作業日報(1日の作業の実施・点検記録、施		
	設管理担当者との打合記録、その他必要な事項)を記録し保管する 		
	a		
	(2) 業務の報告	(I 1.1.5	報告書の書式等)
	次の書類等を取りまとめ、施設管理担当者へ報告すること。		業務の報告)
	① 毎日の作業日報(特記様式8)	(IV 1.1.8 び確認)	清掃業務の報告及
	報告期限: 翌日9時まで(翌日が休日の場合、休日明け)		
	② 毎月の月間作業日報(特記様式9)		
	報告期限: 翌月の10日まで		
	③ 定期清掃を完了したときは、作業前、作業中、作業後の写真を		
	提出すること(年1回以上提出すること)		
	(3) 業務の検査	(I 1.6.1	業務の検査)
	業務途中及び業務終了後に、業務の履行について検査を受けるこ		
	と。		
	① 業務実施期間中、3か月ごとに1回、自主検査を行うこと。	(IV 1.1.9	自主点検)
	② 業務実施期間中、必要に応じて施設管理担当者により、聞き		
	取り検査を受けること。		
	③ 業務終了後、業務の履行について検査を受けること。		
5. 業務責任者の 資格等	(1) 業務責任者の資格等	(I 1.3.1	業務管理)
貝们守	業務責任者は、次の資格等を有する者を選任する。	(I 1.3.2	業務責任者)
	なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。		
	・ 清掃作業監督者(建築物における衛生的環境の確保に関す		
	る法律(以下「建築物衛生法」という。)施行規則第25条第2号)		
	(2) 業務責任者の業務形態		
	業務責任者の業務形態は非常勤とする。		
	(3) 業務担当者の技術・技能の向上	(I 1.4.1	業務担当者)
	受注者は、業務担当者の技術の向上、業務に従事する者として守		
	るべきルール及びマナーの向上を図るため、定期的に研修を実施す		
	ること。		
6. 受注者の負担	(1) 負担の範囲	(I 1.1.3 囲)	受注者の負担の範
及び支給材料等	① 業務実施に当たり必要となる経費は、次に挙げるものを含め	/	
	受注者の負担とする。		
	・ ごみを運搬又は搬出するためのカート		
	・ 業務において使用する洗剤、雑巾等の消耗品		
	 ② 業務実施に当たり必要となる電気、ガス、水道代等については		
	発注者側の負担とするが、使用する場合は、極力節約に努める		
	こと。		
	1 ① 次の材料等は、支給品を使用する。		
	・トイレットペーパー、ペーパータオル		
I		1	

- 水石鹸
- ゴミ袋

7. 建物内施設等 の利用	(1) 居室等の利用	(I 2.1.1 居室等の利用)			
0544713	本業務を実施するため、次に示す居室等を無償で使用させる。	(I 2.1.2 共用施設の利用)			
	• 委託業者控室	(I 2.2.2 持ち込み資機材の 残置)			
	(2) 駐車場の利用	(Ⅳ 1.1.11 資機材等の保管)			
	施設内の駐車場の利用は、次のとおりとする。	(Ι 2.1.3 駐車場の利用)			
	駐車台数: 6 台				
8. 注意事項	(1) 受注者は、業務関係者に作業衣等を着用させ、業務に従事する	(I 1.4.3 服装等)			
(留意事項)	者であることを明確にすること。	(Ⅳ 1.1.12 注意事項)			
	(2) 作業実施に当たっては、来庁者及び庁舎内で執務する職員等に				
	支障のないように十分注意すること。				
	(3) 精密機械・機器の設置場所の作業に当たっては、衝撃、ごみ、				
	火気及び湿気等が発生することがないよう十分に注意して作業を				
	実施すること。				
	(4) 執務室内の電源を使用する場合は、容量オーバーによる停電が				
	起きないよう注意すること。				
	(5) 建物、工作物、器具及び備品等に棄損を発見したとき又は損害				
	を与えたときは、直ちに施設管理責任者に報告すること。				
	(6) 建物環境において、不衛生な措置をとらないこと。				
	(7) 作業中途での休憩及び作業終了後は各用具、資材の整理整頓				
	並びに格納を行い安全で清潔な管理を行い、作業事故、外来者				
	等の事故防止に努めること。				
皿. 個別事項					
1. ごみ運搬処理 業務	(1) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理費用は、原則として、	(I 1.5.1 廃棄物の処理等)			
未伤	受注者負担とする。ただし、収集された院内の廃棄物の処理費用	(I 1.5.2 産業廃棄物等)			
	は、発注者の負担とする。	(Ⅳ 2.3.1 ごみ運搬処理)			
	(2) 一般廃棄物、医療廃棄物は、各執務室前の廊下、給湯室、				
	ナースコーナー、便所等の分別回収箱から回収し、分別確認作業				
	を行い廃棄物庫に収集する。なお、契約期間中、この方法に変更				
	があるときは施設管理担当者から指示を受けることとする。				
	(3) ごみの区分、分別方法、搬出場所については、別紙「廃棄物の分				

類・使用容器・搬出場所(令和7年4月1日から)による。